



平成24年5月22日

各 位

会社名 株式会社 プレナス
代表者名 代表取締役社長 塩井 辰男
(コード番号：9945 東証第一部)
問合せ先 経営管理室長 丸山 俊也
(TEL：092-452-3678)

最高裁判所における勝訴確定に関するお知らせ

当社が、(株)鹿児島食品サービスから提起されていまして訴訟につきまして、平成23年11月29日付にて同社より上告の提起及び上告受理の申立てがなされておりましたが、最高裁判所より上告を棄却する旨、及び上告審として受理しない旨の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 勝訴確定に至るまでの経緯

本件は、当社を被告及び被控訴人とする損害賠償請求訴訟（損害賠償総額4億2052万1537円）に係る第一審及び第二審の判決（第一審は鹿児島地方裁判所にて平成23年2月23日付（判決書送達日は同年2月28日）、第二審は福岡高等裁判所宮崎支部にて平成23年11月16日付（判決書送達日は同年11月21日））を不服とし、(株)鹿児島食品サービスが平成23年11月29日付で上告の提起及び上告受理の申立てを行っていたものです。これに対し最高裁判所は、平成24年5月18日付（調書送達日は同年5月21日）にて上告の棄却及び上告審の不受理を決定しております。

なお、当該訴訟に係るこれまでの経緯等、詳細につきましては、当社ホームページ等で開示されている以下の当社リリース文をご参照ください。

平成21年7月9日付開示	「訴訟の提起に関するお知らせ」
平成23年2月28日付開示	「訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」
平成23年4月21日付開示	「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」
平成23年11月21日付開示	「訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」
平成23年12月5日付開示	「上告の提起及び上告受理の申立てに関するお知らせ」

2. 上告を提起した者

(1) 商号	(株)鹿児島食品サービス
(2) 所在地	鹿児島市荒田一丁目7番16号
(3) 代表者の氏名	代表取締役 戎井 正己

3. 最高裁判所の決定内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

今回の、最高裁判所による上告の棄却及び上告不受理の決定により、(株)鹿児島食品サービスの請求が全く不当なものであることが確認され、当社の勝訴が確定いたしました。

なお、この決定による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以上